

豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

1 事務事業の概要

1-1 事務事業の名称	税のPR強化事業（主要事業）							
1-2 担当	部	市民生活部	課 又は施設	税務課	係	市民税係・ 土地係・家屋係・収納係	評価票作成者	課長補佐兼市民税担当係長 樋口 進
1-3 総合計画における施策の体系	①節	計画推進 「効率的で顧客志向の行政運営」			③基本施策	財政運営	コード	6-2-3
	②項	行政運営			④単位施策(中)	収入の確保	コード	6-2-3-1
⑤単位施策(小)					納税意識の向上	コード	6-2-3-1-1	
1-4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	市税（市県民税・軽自動車税・固定資産税）の納税者数（74,000名）		意図（対象を事務事業によってどのような状態にするのか）	行政が納税者から税金を集め行政サービスを行なっているという立場から、納税者に対して課税の内容についてのアカウントビリティを果たす必要があり、課税の仕組みを理解してもらうことにより納税意識の向上を図る。			
1-5 事務事業の内容	納税通知者に課税の仕組みや内容を理解してもらうため、納税通知書に同封するチラシを分かりやすくし、税制改正の内容等についても広報特集号、折込チラシ町内会の回覧などにより周知を図る。							

2 事務事業実施の状況

2-1 事務事業の実施における基本認識	事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み		社会状況等の事務事業がおかれる環境把握		市民ニーズの認識	
	平成18年度	特に市県民税においては、所得税が減り住民税が増えるという税源移譲について、色々な広報手段によりPRに努めた。	総務省を中心に広報活動が行われており、テレビ・ラジオ・新聞等・ポスター・チラシ等によるPRが行なわれている。	税源移譲だけでは、所得税と住民税の総額は変わらないが、定率控除の廃止により増額となるため、その理由について市町村へ説明を求める市民が増えると思われる。	税源移譲については、所得税と住民税の総額は変わらないが、定率控除の廃止により増額となるため、その理由について市町村へ説明を求める市民が増えると思われる。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。
平成19年度	昨年度行われた税源移譲の影響により、20年度より新たに実施された住民税の住宅ローン控除の申告書提出のPRに努めた。	総務省より対象者へのPR方法について、対象者に個別に通知をするように要請があった。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。
平成20年度	税に対する理解を深めるために、継続してPRすることに努めるとともに、税制改正の事前告知は町内会回覧という方法で試みた。	総務省を中心に幅広いPRが行われているが、経済状況の悪化に伴い今後の税収の減少は避けられない。より適正な課税が重要となる。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。
平成21年度	税への理解を深めるための継続したPRと、税制改正について分かりやすい広報に努めた。平成21年度より実施の年金からの特別徴収制度については、広報折込チラシなどPRに努めた。	総務省を中心とした幅広いPRが行われているが、景気回復が見込まれない状況下において、今後の税収の減少は避けられない。より適正な課税が、納税意識の向上に重要な役割を果たす。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。
平成22年度	景気減退の影響で個人住民税の大幅な減少となったが、名古屋市の10%減税など市民の税に関する関心は高く、より適正な課税に努めなければならない。そのために、広報やホームページへの掲載、納税通知書へのチラシ同封などPRに努めた。また、市民の利便性を図るため、コンビニ収納を開始し、広報への掲載や納税通知書にチラシを同封するなど周知を図った。	総務省を中心とした幅広いPRが行われているが、景気回復が見込まれない状況下において、今後の税収の減少は避けられない。より適正な課税が、納税意識の向上に重要な役割を果たす。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。
平成23年度	年度当初における課税ミスが発覚し住民にご迷惑をおかけしました。適正な課税に努めなければならないことを痛感しました。また、東日本大震災に関する税情報なども含め広報やホームページへの掲載、納税通知書へのチラシ同封などPRに努めました。	総務省を中心とした幅広いPRが行われているが、景気回復が見込まれない状況下において、今後の税収の減少は避けられない。より適正な課税が、納税意識の向上に重要な役割を果たす。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。
平成24年度	広報やホームページへの掲載、納税通知書へのチラシ同封などPRに努めるとともに、所得税の確定申告会場運営において、パソコンによる申告書作成により電子申告の推進を図り住民税の適正課税の基となる資料の正確性向上を図った。さらに、年金受給者の確定申告不要制度の周知と併せて市民税申告の呼びかけを行った。また、個人市民税の特別徴収を推進するため愛知県と協力して事業所への訪問PRを実施した。	総務省を中心とした幅広いPRが行われているが、景気回復が見込まれない状況下において、今後の税収の減少は避けられない。より適正な課税が、納税意識の向上に重要な役割を果たす。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。	住民税の住宅ローン控除は、所得税だけでは引ききれない税額（最大97500円）を住民税から控除するという制度であり、納税者にとってはメリットの大きい制度である。
平成25年度						
平成26年度						
平成27年度						

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名			前期末目標値(単位)		後期末目標値(単位)		指標の説明			
	取納率（当該年度分）（%）				98.9（%）	98.9（%）	納付書に同封する課税チラシを分かりやすくすることや、ホームページ・広報によるPRにより、市民の納税意識の向上を図り、取納率の向上を目指す。				

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移（アウトプット分析）	活動実績a(媒直接事業費b(千円)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		人件費c(千円)	6	6	8	8	8	7	8		
合計コストd(b+c)(千円)	854	1,042	837	1,073	843	709	713				
単位コストd/a(千円)	77	77	77	77	59	60	180				
	931	1,119	915	1,150	902	769	893				
	1媒体当たり155	1媒体当たり187	1媒体当たり115	1媒体当たり144	1媒体当たり113	1媒体当たり110	1媒体当たり112	当たり	当たり	当たり	

アウトプット実績（活動数値）の補足説明 → 活動実績…チラシ(3種+租推協チラシ)、ホームページ、広報、広報折り込みチラシ、熱田税務推進協議会によるPR用媒体の数。直接事業費…償却資産冊子(114,187円)、軽自チラシ(126,000円)、固定チラシ(269,325円)、住民税説明書チラシ(封入料含む)203,175円。人件費…ホームページ更新(3,000円×12時間=36,000円)、広報原稿作成等(3,000円×8時間=24,000円)、特別徴収推進訪問(3,000円×2人×10時間=120,000円)

2-4 成果指標に対応する実績と達成度の推移	指標対応実績(単位)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		後期目標値に対する達成度(%)	98.8 (%)	98.5 (%)	98.3 (%)	98.1 (%)	98.4 (%)	98.5 (%)	98.6 (%)		
		99.9 (%)	99.6 (%)	99.4 (%)	99.2 (%)	99.5 (%)	99.6 (%)	99.7 (%)			

3 事務事業の自己評価結果

3-1 評価結果(アウトカム自己分析)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
単年度担当課評価	A	A	A	A	A	A	A			

- 4段階評価結果 A : 上位目的である施策に貢献しているので継続する
- B : 事務事業の実施手法や環境(予算的・人的)に改善が必要
- C : 縮小等、事務事業としての見直しが必要
- D : 事務事業の廃止が相当

- 判断の基準 ①必要性(必要な事務事業であるか)
- ②公共性(公が実施する意味があるか)
- ③妥当性(ニーズに対して投入が適正か)
- ④効率性(結果に至る活動に無駄はないか)
- ⑤有効性(活動の結果が上位の目的に貢献しているか)
- ⑥市民満足度(事務事業が対象にしている市民を満足させているか)

3-2 評価の内容	今後の環境変化を踏まえた課題認識		次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
	平成18年度	市税は行政サービスの財源の根幹である。納税意識の向上のため、税の仕組みを内容を市民に説明することは、今後も重要である。	現在は、費用の関係から1色で作成する 경우가多いが、レイアウト等にも配慮し分かりやすいチラシでPRする。	特に税源移譲については、広報・ホームページ・全世帯回覧などで多くの機会でのPRに努めた。
平成19年度	"	分かりやすいチラシ、見やすいチラシの作成に努める。	住宅ローン控除の住民税負担分については、個別に対象者あてに申告書を送付するなど、対象者に確実に通知できるよう努めた。	
平成20年度	"	わかりやすく、見やすいチラシの作成に努めるとともに、効果的なPR方法について検討する。	住民サービスの一端として、税源移譲に伴う年度間格差の経過措置受付の個別送付、住宅ローン控除の住民税負担分の個別送付により対象者への通知に努めた。また、町内会回覧など新たなPR方法の実施により、より細やかな事前の広報ができた。	
平成21年度	"	"	新制度の開始(公的年金からの特別徴収)について、広報チラシの作成・配布により事前告知を行ったことにより、10月からの施行での窓口・電話説明が軽減されたと思われる。	
平成22年度	市税は行政サービスの財源の根幹であり、納税意識の向上のため税の仕組みについての内容を市民に説明することは重要である。今後も、わかりやすく見やすいチラシの作成に努めるとともに、効果的なPR方法について検討する。今年度は、税制改正のPRとコンビニ収納についてのPRを実施した。また、事業者に対して年末調整にかかる変更点と書き方について税務署主催の説明会を行った。			
平成23年度	市税は行政サービスの財源の根幹であり、納税意識の向上のため税の仕組みについての内容を市民に説明することは重要である。今後も、わかりやすく見やすいチラシの作成に努めるとともに、効果的なPR方法について検討する。今年度は、昨年に引き続き事業者に対して年末調整にかかる変更点と書き方について税務署主催の説明会において説明を実施した。			
平成24年度	市税は行政サービスの財源の根幹であり、納税意識の向上のため税の仕組みについての内容を市民に説明することは重要である。今後も、わかりやすく見やすいチラシの作成に努めるとともに、効果的なPR方法について検討する。今年度は、税務署主催の説明会にて事業者に対して年末調整にかかる変更点と書き方について説明の実施、事業者への特別徴収推進の訪問依頼、市民税申告案内の拡張と確定申告会場の案内に併せた年金受給者への申告不要制度と市民税申告のPRを行った。			
平成25年度				
平成26年度				
平成27年度				

4 事務事業の総合評価結果

4-1 総合評価の結果	結果		審査会による改善方向の指示
	平成18年度	A	
平成19年度	A	継続して事業を進めること。	
平成20年度	A	継続して事業を進めること。	
平成21年度	A	継続して事業を進めること。	
平成22年度	A	継続して事業を進めること。	
平成23年度	A	継続して事業を進めること。	
平成24年度	A	継続して事業を進めること。	
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			